「神戸市障がい者プラン（案）」の概要

１．計画の概要

（１）位置づけ

障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画」および障害者総合支援法に基づく「第８期神戸市障がい福祉計画」ならびに児童福祉法に基づく「第４期神戸市障がい児福祉計画」を一体的に策定。

（２）計画期間

・神戸市障がい者保健福祉計画
　2027 年度から 2032 年度の６年間
・第８期神戸市障がい福祉計画・第４期神戸市障がい児福祉計画
　2027 年度から 2029 年度の３年間
（・第９期神戸市障がい福祉計画・第５期神戸市障がい児福祉計画
　2030 年度から 2032 年度の３年間　※2029 年度に策定予定）

（３）計画の策定・推進体制

本計画は、障害者基本法に基づく神戸市障害者施策推進協議会において、議論を行い策定する。議論にあたっては、障がい者生活実態調査や障がい者関係団体等へのインタビュー、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議などの障がい福祉施策の推進に資する協議の場からの意見を参考とする。

また本計画は、PDCA サイクルを導入し、神戸市障害者施策推進協議会において、定期的に評価・検証等を行う。

２．神戸市障がい者保健福祉計画

（障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示したもの）

（１）基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくります。

（２）実現に向けた施策

① 生活支援サービスの充実
② 地域移行・地域生活のための支援
③ 障がいのあるこどもへの対応
④ 就労に向けた支援
⑤ 社会参加への機会促進
⑥ 権利擁護・差別の解消
⑦ 人材の確保・育成
⑧ 包括的支援体制の構築

３．第８期神戸市障がい福祉計画・第４期神戸市障がい児福祉計画※下線部は新規項目
（具体的なサービスについて見込量とその確保の方策を示したもの）

（１）成果目標
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等
④ 障がい児支援の提供体制の整備等
⑤ 地域生活支援の充実
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み
⑧ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

（２）障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策
① 訪問系サービス
② 日中活動系サービス・療養介護・短期入所
③ 居住系サービス等
④ 相談支援
⑤ 障がい児福祉サービス
⑥ 発達障がいのある人に対する支援
⑦ 高次脳機能障害者に対する支援
⑧ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
⑨ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み
⑩ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み
⑪ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み
⑫ 総量規制と例外対応

（３）地域生活支援事業の種類ごとの見込み量と確保の方策

４．今後のスケジュール
パブリックコメント	2026 年 12 月 9 日 ～ 2027 年 1 月 12 日
神戸市障害者施策推進協議会	2027 年２月上旬
計画公表	2027 年３月

参考資料３

（案）

神戸市障がい者プラン

2027年３月

神戸市

目次

第１部 計画策定にあたって 1
第１章 計画策定について 1
（1）背景・趣旨 1
（2）位置づけ 1
（3）他の計画との関係 2
（4）計画期間 2
（5）計画の策定・推進体制 2
第２部 神戸市障がい者保健福祉計画 3
第１章 基本理念・目標 3
（1）基本理念 3
（2）基本目標 3
第２章 実現に向けた施策 4
（1）生活支援サービスの充実 4
（2）地域移行・地域生活のための支援 8
（3）障がいのあるこどもへの対応 11
（4）就労に向けた支援 14
（5）社会参加への機会促進 17
（6）権利擁護・差別の解消 20
（7）人材の確保・育成 23
（8）包括的支援体制の構築 25
第３部 第8期神戸市障がい福祉計画・第4期神戸市障がい児福祉計画 27
第１章 成果目標 27
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行 27
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 28
（3）福祉施設から一般就労への移行等 29
（4）障がい児支援の提供体制の整備等 31
（5）地域生活支援の充実 34
（6）相談支援体制の充実・強化等 35
（7）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み【新】 36
（8）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 36
第２章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策 37
（1）訪問系サービス 37
（2）日中活動系サービス・療養介護・短期入所 37
（3）居住系サービス等 39
（4）相談支援 40
（5）障がい児福祉サービス 41
（6）発達障がいのある人に対する支援 41
（7）高次脳機能障がい者に対する支援【新】 43

（8）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 43
（9）相談支援体制の充実・強化のための取り組み 45
（10）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み【新】 46
（11）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み 46
（12）総量規制と例外対応【新】..... 47
第３章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策 48

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（2007 年２月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第１部　計画策定にあたって

第１章　計画策定について

(1)　背景・趣旨

国において、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが進められてきましたが、今般の計画策定において、より一層、障がい者の権利を守り、インクルーシブ社会の構築、合理的配慮を施策の原則として取り組んでいく姿勢を示しています。また、これまでも位置づけられていましたが、「障がい」や「高齢」「こども」といった分野を超えて連動する制度変革の必要性を示し、地域住民同士が互いに支え合い、一人ひとりが生きがいを持って暮らしていける地域共生社会の実現を目指した取り組みが求められています。

本市においては、2021 年３月に神戸市障がい者プランを策定し、「障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくります。」という基本理念と、４つの基本目標に基づき、複雑化・多様化する課題の解決に向けて、障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

これらの基本理念と基本目標を引き継ぐ、新たな「神戸市障がい者プラン」（以下、「本計画」という）を策定し、引き続き、障がいのある人々が安心して住み続けられる取り組みを進めていきます。

(2)　位置づけ

本計画は、次の３つの計画で構成します。

計画名	根拠法	計画の概要
神戸市障がい者保健福祉計画 （市町村障害者計画）	障害者基本法 第 11 条第３項	本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示したもの
神戸市障がい福祉計画 （市町村障害福祉計画）	障害者総合支援法 第 88 条第１項	具体的なサービスについて見込量とその確保の方策を示したもの
神戸市障がい児福祉計画 （市町村障害児福祉計画）	児童福祉法 第 33 条の 20 第１項	

また、計画の策定にあたっては、国の基本指針（令和８（2026）年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）に即した内容にするとともに、次の計画との整合を図ります。

・国：「障害者基本計画（第５次）」（2023 年３月）
・兵庫県：「第３期ひょうご障害者福祉計画」（2027 年３月）
・兵庫県：「第８期兵庫県障害福祉実施計画」（2027 年３月）

（3） 他の計画との関係

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「“こうべ”の市民福祉総合計画 2030」の分野別計画でもあり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。

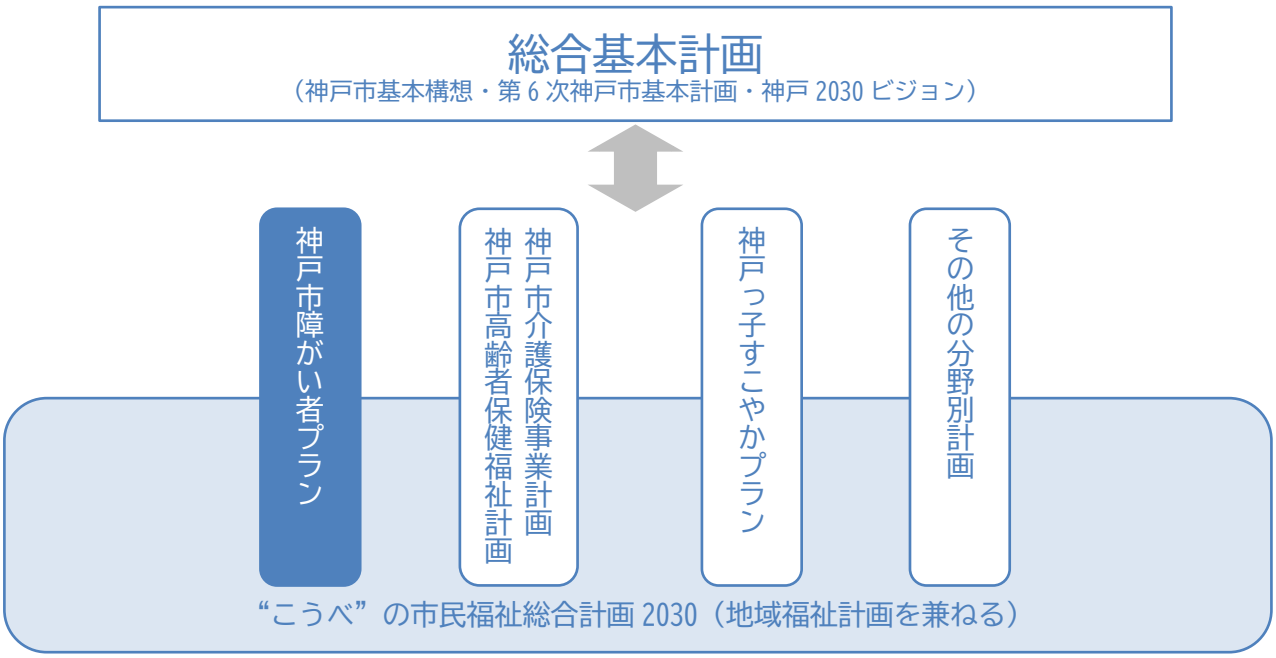

（4） 計画期間

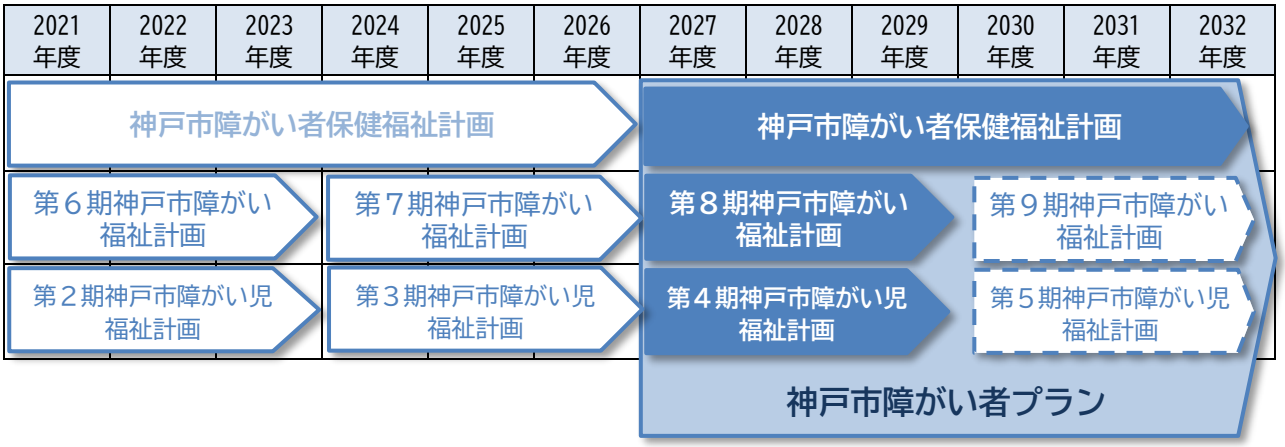

（5） 計画の策定・推進体制

本計画は神戸市障害者施策推進協議会にて議論を行い策定します。また、地域の実情を把握するため、神戸市障がい者生活実態調査（2025 年度実施）、障がい者関係団体等へのインタビューや、神戸市自立支援協議会及び神戸市療育ネットワーク会議など障がい福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行いました。

成果目標および指標について、年 1 回実績を把握し、その結果を公表します。神戸市障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、PDCA サイクルに基づき評価・検証を行います。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。

第２部　神戸市障がい者保健福祉計画

第１章　基本理念・目標

(1)　基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくります。

(2)　基本目標

◆基本的人権・自己決定権の尊重

全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、またその意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

◆高齢化や重度化などへの対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、介護保険制度との円滑な連携、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」を見据えた暮らしを支援します。

◆地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするためには、障がい・高齢者・こどもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていく必要があります。

誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを一体的に受けられ、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくります。

◆社会的障壁の除去・障がいのある人の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進することや、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることで、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくります。

第２章　実現に向けた施策

※次の名称は、省略名で表記する。（正式名称：省略名）
神戸市障がい者生活実態調査：実態調査、神戸市障害者施策推進協議会：推進協議会
障がい者関係団体等へのインタビュー：インタビュー

（1） 生活支援サービスの充実

現状・課題

（サービス）

・障がいのある人が適切なサービスを受けるためには、身近な相談窓口である区役所や障害者相談支援センターでの相談に加え、計画相談支援での適切なアセスメント・モニタリングなどが重要です。しかし、現在は、計画相談支援を利用している人は少なく、実態調査では、今後、計画相談支援の利用を希望する人のうち、51.3%が「制度を知らなかった」と回答しており、2019 年調査の 59.1%から改善しているものの、制度の認知度が十分とはいえません。
また、自立支援協議会からの意見やインタビューでは、相談支援専門員の不足（特に障がい児）が指摘されており、人材不足や質のばらつきが課題という声がありました。
相談支援専門員の量の確保と質の向上を図るとともに、障がいのある人への計画相談支援の周知が必要です。

・重度訪問介護ヘルパーなど介護人材の不足や質のばらつきも課題となっており、人材の育成が必要です。

・難病のある人からは、特定医療費受給者の更新が毎年必要なことによる経済的負担や精神的不安が大きいという声がありました。

（医療）

・実態調査では、自宅・地域生活を送るうえで必要なこととして、「主治医や医療機関が近くにあること」が挙げられています。障がいのある人が近くで安心して受診できる医療機関を増やすことが求められます。また、障がい福祉サービス事業所でも、看護師などの人材不足で医療的ケアが必要な人の受け入れが十分に出来ない実態があり、人材確保が課題となっています。

（高齢化）

・主な介護者である親の高齢化が進んでいます。実態調査では、介護者のうち 60 代以上が約４割にのぼり、自身の健康に不安がある人も多くなっています。

・インタビューでは、障がいのある人本人の高齢化に伴い、介護保険制度への移行に不安を感じているという声が多くありました。支援者団体からも制度理解が難しい、情報がないなどの声があり、介護保険制度への円滑な移行のための支援が求められています。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

・障害者相談支援センターでは、障がいのある人やその家族の複雑化した相談などに対応するとともに、相談支援事業所の後方支援を進めます。
・計画相談支援を利用して適切な障がい福祉サービスにつなげるため、相談支援専門員の確保を進めるとともに、質の向上を図ります。
・身近な窓口である区役所で、適切な相談対応や必要な情報提供、各機関へのつなぎができるよう、研修などにより職員の知識・能力の向上を図ります。
・障がいのある人に関するさまざまな相談窓口について、障がい特性に配慮した専門的な相談体制を充実させるとともに、各相談機関の役割を明確化し、利用者が迷わない相談体制をつくります。

②各種サービスの充実

・訪問系サービスは、個々のニーズの把握に努めるとともに、生活状況に応じたサービスを提供するため、引き続き適切な支給決定および運用を行います。また重度訪問介護などの介護人材の不足を解消するべく報酬水準の見直しを国に要望します。
・生活介護は、市独自の補助の拡充等により、重度の心身障がいがある人や医療的ケアの必要な人の受入れ事業所は増加傾向にありますが、未だ不足しているため、事業所の拡充に取り組むとともに、報酬水準の見直しを国に要望します。また、日常生活の相談や情報提供ができるよう取り組みます。
・短期入所は、重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人、強度行動障がいの状態にある人が利用できる事業所の整備を進めます。市独自の補助により医療的ケア等の受入拡充を図っていますが、人材不足などにより受入事業所・受入数が不足していることから、市単独補助事業による支援を継続するとともに、報酬水準について国に要望していきます。
・日常生活用具は、利用者ニーズや社会環境の変化を踏まえ、障がいのある人やこどもの利用ニーズに対応出来るよう、内容の充実を図ります。

③障がい福祉サービス事業所への指導監査・質の向上

・事業所運営の適正化や虐待などの防止のため、事業所への指導監査に取り組みます。
・指導監査結果の情報共有を県など関係自治体と行います。
・障がいのある人やその家族が安心してサービスを利用できるように、事業所への研修や助言・指導などを行い、質の向上を図ります。

④障がい者医療の充実

ⅰ）受診機会の保障

・障がいのある人が身近な地域で安心して診察・治療を受けられるように、医療体制の充実を図るほか、障がいのある人の受診機会の確保について医療機関への啓発を進めます。
・歯科医療については、地域の歯科診療所での治療が困難な人に対して、こうべ市歯科センターで治療を行うほか、障がい者施設への訪問歯科保健指導や訪問歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会を行います。
・障がいのある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成、指定難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、精神入院医療費助成を引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。

ⅱ）専門医療・リハビリテーションの提供

・障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるように、医療機関や関係機関との連携を図ります。生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度の障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して受けることができるよう支援します。
・重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源や障がい福祉サービス事業所の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを維持します。
・精神障がいのある人の急性増悪時における精神科医療体制、および精神科病院に入院加療中の患者が身体疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤多様化するニーズへの適切な対応

ⅰ）重度化への対応

・心身状態が重度化した場合も、住み慣れた地域や本人が希望する環境で継続して生活できるよう支援します。
・行動上の課題が起きにくい環境を整える等、予防的観点からの支援や関わりが必要な強度行動障がいの状態にある人への支援について、学習機会の充実や、行動援護などスキルのある人材や法人、施設、グループホームなどの連携が可能となるよう支援をしていきます。

ⅱ）難病のある人への対応

・神戸市難病相談支援センター、神戸難病相談室、各保健センターにおいて、相談や情報提供を行うとともに、必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。
・医療費の窓口での負担軽減のため、2026 年７月から特定医療費（指定難病）助成制度と福祉医療費助成制度の併用が可能となりました。今後も当事者のニーズに応える制度の充実を図ります。

ⅲ）発達障がいのある人への対応

・神戸市発達障害者支援センターでは、発達障がいのある人の特性を踏まえ、日常生活や就労・社会生活訓練などの当事者支援や、支援者に対して発達障がいの専門家による研修会などを実施し、支援の充実を図ります。

⑥介護離職の防止

・障がいのある人の介護をしながらでも働き続けられるように、障がいのある人の家族に対してのサービスや介護休業、介護休業給付金などの制度に関して情報提供を行い、適切なサービスにつなぎます。また、仕事と介護の両立に関する企業への理解の促進を図り、働きやすい環境をつくります。
・家族がケアを抱え込まず、適切なサービスについて専門的な助言を得ながら組み立てられるよう、計画相談の利用につなげていきます。

⑦高齢期を迎える障がい者への支援（介護保険との連携など）

・障がいのある人本人の高齢化に対しては、障がい福祉制度に関わる区役所の相談窓口や障害者相談支援センター・相談支援事業所、介護保険制度に関わるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・えがおの窓口（居宅介護支援事業所）などが相互に円滑な連携を図り、その人らしい生活を継続できるよう支援します。また、制度理解の促進を進めていきます。その他、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの利用についても継続します。
・介護者である親の高齢化に対しては、各区の障害者地域生活支援拠点を中心に支援体制の構築を進めるとともに、相談支援機能や緊急時の受け入れ体制の確保、体験機会・場の提供を行い、関係機関と調整しながら支援を行います。

（2） 地域移行・地域生活のための支援

現状・課題

（地域移行）

・実態調査では、希望する将来の住まいについて、「家族と一緒に自宅で生活したい」「地域で独立した生活がしたい」が多くなっており、この傾向は前回調査（2019 年）よりやや高くなっています。

・インタビューでは、地域移行の際に、住まい探しに苦労するという声がありました。車いすで生活ができる広さがない、家主の理解を得ることが難しいなどの課題があります。

・施設での生活が長くなると少人数での生活に不安を感じるため、グループホームの体験など、段階的な移行が良いという声や、地域移行の意向を丁寧に確認してほしいという意見がありました。

・地域移行にあたっては、それぞれの障がいや家族の状況に応じた住まいの確保と、自立にあたっての地域資源の確保、本人の意向を確認しながらの段階的な支援が求められています。

（地域生活）

・緊急時のショートステイの充実や、重度の心身障がいや医療的ケア、強度行動障がいに対応できる入所先の確保、グループホームは量の確保だけではなく、障がいの特性に応じた快適で安全な住まいとしての質の確保が必要となっています。

（災害時対応）

・実態調査では、「福祉避難所がどういうときに利用できるかを知らない」「自分が住んでいる地域のどこにあるか知らない」という回答がそれぞれ 85.4%、86.6%となっていました。また、災害時に困ることとしては、「避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安である」の割合が 48.0%と最も高く、そのほか３割以上が「食料・水の配給など、必要な情報を得ることが難しい」「投薬や治療が受けられない」「自分で判断して身を守ることが難しい」「安全なところまですぐに避難することができない」と回答しています。今後、福祉避難所や災害時の対応方法について周知するとともに、障がい特性に応じた避難所における対応の充実が求められています。また、災害時の個別避難計画が必要であるという課題も挙げられています。

施策の方向性

①施設入所者の地域移行

・施設入所者の地域移行の推進および地域生活の継続支援のため、障害者地域生活支援拠点を中心に、地域移行に関する関係機関および障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークを構築し、丁寧な移行支援を進めます。

・入所施設から退所した障がいのある人の居宅での生活を支援するため、自立生活援助の利用を促進するなど、専門的支援を提供するとともに、生活環境の向上についても取り組みます。

②長期入院の精神障がいのある人の地域移行

・精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による退院意欲の喚起や地域移行支援等の個別支援などを通して地域移行を推進しています。今後も、精神障がいのある人が地域移行・地域定着できるよう支援します。
・各区の精神障害者継続支援チームや精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員を活用し、必要な医療や支援が途切れることなく地域で暮らせるように、引き続き、取り組みます。

③地域移行を支えるサービス基盤の確立

ⅰ）地域移行に向けたネットワークの構築

・地域移行支援を行う事業所を中心に入所施設や精神科病院、区自立支援協議会、障がい福祉サービス事業所、地域の支援者などが連携して、地域移行を進めるネットワークを構築します。

ⅱ）障害者地域生活支援拠点の機能の充実

・地域移行や地域生活の相談や、緊急時の受け入れなどにより、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します。また、関係機関につないで障がいのある人の見守り支援体制の構築を進め、災害時の障がい者支援にも活かします。
・神戸市自立支援協議会で、障害者地域生活支援拠点の運営状況の検証および検討を行います。
・拠点機能のさらなる充実と強化を図るため、地域の短期入所事業所等とも連携して、緊急時の受け入れ体制を確保します。

④精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会」「地域移行地域定着推進会議」などの協議の場において課題の共有・検討を行います。
・市民や企業･団体を対象に「こころのサポーター」の養成やピアサポーターの活動を積極的に行うなど、精神障がいへの正しい理解の啓発を行うことで、差別の解消につとめます。
・困ったときに相談できる場所や必要な医療･サービスを確保し、24 時間安心して地域で暮らせる仕組みをつくります。
・当事者や家族が必要な支援制度やサービスを利用しやすいよう、ホームページ等でわかりやすく情報を発信します。
・当事者や家族からの相談を受けるだけでなく、支援者からの相談機会の確保や研修の実施など総合的なサポートの充実を図ります。
・各区役所や精神保健福祉センターで実施する他機関･多職種を対象とした地域の連絡会などを通して、地域全体で支え合うネットワークを築きます。

⑤災害時の対応・感染症対策

ⅰ）防災・災害時の対応

・災害（感染症含む）が発生した場合でも必要な障がい福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、障がい福祉サービス事業所などに、業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練の実施のほか、物資の備蓄など事前の対策を求めます。

・各区の自立支援協議会で、地域への障がい理解の啓発活動や、声かけ運動、防災訓練への参加など、要援護者支援の取り組みを進めるとともに、災害時の対応方法を啓発します。また、防災訓練では、地域住民とも連携します。

・災害時の要援護者への対応として、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」（2013 年４月施行）に基づき、福祉避難所などにおける支援の充実に取り組みます。また、災害時に円滑な避難所の開設・運営ができるよう、障がいのある人の意見を聞きながら、マニュアルの整備や訓練を行います。

・医療的ケアが必要な在宅の人工呼吸器装着患者や重度の心身障がいのある人は、医療の提供や電源が確保された場所に避難する必要があるなど、特に配慮が必要なことから、事前に災害時の対応をまとめた個別計画を早期に策定します。

・緊急時には、神戸市公式 LINE や、ひょうご防災ネットなど携帯電話のメールやアプリによる災害情報などの提供を行うとともに、情報アクセスが困難な人へ緊急情報が確実に届くように取り組みます。また、緊急時に速やかな救護を受けられるよう、NET119 番通報システム事業や聴覚障がい者等 FAX119 を引き続き実施します。

ⅱ）感染症対策

・感染症の発生および蔓延の防止に関する取り組みを徹底するため、障がい福祉サービス事業所などに対して、感染症対策マニュアルを周知するとともに、感染症対策に関する委員会の開催や指針の整備、研修・訓練の実施などを求めます。

・感染症患者が発生した場合には、障がい福祉サービス事業所などに対して、衛生用品など必要な物資を優先的に供給し、感染拡大防止に努めます。

・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。また、介護者が感染症に感染した場合は、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がいのある人の受け入れなど支援体制を整備します。

⑥住まいの確保支援

・地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる費用の助成や市営住宅の空き住戸の利用・整備を引き続き進めます。また、強度行動障がいの状態にある人や、重度の障がいのある人を含め、障がいの程度に関わらずグループホームが利用できるよう整備を進めます。

・市営住宅については、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の確保を図ります。民間賃貸住宅への入居については、住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、居住支援法人等が大家と連携し、入居中のサポートを行う居住サポート住宅の供給の促進などを通じて、円滑な入居を支援します。

（3） 障がいのあるこどもへの対応

現状・課題

（相談・支援体制）

・実態調査では、計画相談支援・障害児相談支援を「利用していない」人が 58.6%となっています。自立支援協議会からは、障がい児に対応ができる事業所が少ないという意見がありました。

・神戸市発達障害児（者）支援地域協議会から、世代間や地域間で支援に差が生じないよう、各関係支援機関におけるネットワークを構築し、支援会議等を活用した情報共有や事例検討等を通じ、顔の見える関係性を構築することに加えて、相互に助言やサポートができる関係性を維持し、相互の支援の質の向上を図る取り組みを行うべきと意見がありました。このようなネットワークを構築する上では、支援対象者の個人情報の取り扱いに留意し、正しく、安全に個人情報を共有できる仕組みづくりが必要となります。

・また、未診断やグレーゾーンといわれる方々に対しても、利用可能な相談支援機関(相談窓口や居場所支援等)の支援情報を提供するなど、利用対象であることをわかりやすく明示することが必要との意見がありました。

（重度障がい・医療的ケア・強度行動障がい）

・実態調査では、障がい児向けのサービスで充実すべきものについて、「障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど)」「自立に向けた障がい児への専門的な教育」「安心して遊べる機会・場」「専門医療機関などにおける障害児訓練（リハビリ)」などとなりました。

・神戸市発達障害児(者)支援地域協議会から、発達障がい児者支援に関する事業所が増加するなか、支援の質の差が課題になっていると意見がありました。事業所の質の確保が課題になっています。

・強度行動障がいの状態にあるこどもについて、受け入れ可能な事業所が少なく家族のレスパイトが難しいことや、事業所で適切な支援ができていない場合もあることが課題となっています。

（思春期世代）

・こどもの成長に応じた支援については、思春期における支援が十分でないとの意見があり、本人に適した就労・進学、社会生活を意識した支援を実施していくことが課題となっています。

（社会的養護を必要とするこどもへの対応）

・社会的養護を必要とする障がいを持つこどもに対して、より家庭的な環境で養育が受けられるようにするとともに、権利擁護が十分に図られるよう支援を行う必要があります。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

・区役所、療育センター、こども家庭センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センターなどの相談支援機関が役割を明確化し、これらの関係機関や、障害児相談支援事業所を含めた障がい児福祉サービス事業所などへの相談、支援の流れを市民や支援者にわかりやすく広報します。

・特別支援教育相談センターでは、臨床心理士など専門相談員を配置し保護者からの教育に関する相談に対応するとともに、学校などと連携して、こどもの実態をきめ細かに把握します。また、必要に応じて医療教育相談員がこどもや保護者と面接を行い助言を行います。
・関係機関でネットワークを構築し、障がいのあるこどもや発達が気になるこども、およびその保護者に寄り添いながら、こどもの特性やライフステージに応じた切れ目ない支援の体制を構築します。

②就学前の支援体制の充実

・教育・保育施設において、インクルージョンの推進を図るため、障がいのあるこどもの受入体制を整備するとともに、人材育成を進め、支援の充実に取り組みます。
・幼稚園に、特別支援教育相談センターや通級指導教室から担当教員や専門家などを派遣し、相談を受けるほか、巡回指導を行うなど支援の充実を図ります。
・保育所などにおいて、障がいの程度に応じて特別な配慮が必要な児童に支援・援助を行う「すこやか保育支援」を引き続き実施します。また、すこやか保育巡回などの機会を拡充し、インクルーシブな保育に関する施設からの相談に応じます。
・こべっこランド（神戸市立児童センター）において発達支援事業を引き続き実施し、インクルーシブな交流の場を設けます。
・児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所などにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園などと連携し、障がいのある一人ひとりのこどもに応じた支援をします。

③就学後の支援体制の充実

ⅰ）インクルーシブ教育システムの構築
・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性や共生社会への理解を育めるよう支援します。
ⅱ）通級指導体制の充実
・通級による指導の対象となりうる児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自校で指導を受けられる体制を整えるため、小中学校における自校通級指導教室の設置を進めます。また、市立幼稚園や市立高等学校においても、通級による指導を受けやすくなるよう、環境の充実を図ります。
・拠点校通級指導教室においては、より専門的な通級による指導を行うとともに、在籍校と連携して、きめ細かな支援を行います。
・児童生徒の多角的なアセスメントや一人ひとりの特性に合った支援計画作成をサポートする ICT 教育ソフトを導入し、より効果的な自立活動支援を行います。
ⅲ）放課後の支援
・放課後児童健全育成事業（学童保育）について、引き続き、保育所や幼稚園、小学校などと連携するとともに、支援員の配置、巡回指導・研修などの支援を行います。また、職員確保の支援や対応力向上のための研修指導についても引き続き取り組んでいきます。
・放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所の支援の質を高めるため、専門家の訪問や研修などによる指導・助言の強化を図ります。また、支援に必要な情報の共有や適切なサービス提供ができるよう、学校や事業所などの連携を進めます。

④重度の障がい・医療的ケア・強度行動障がいに関する支援

・医療的ケアにかかる看護師配置について、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーションの利用にかかる経費の補助を行い、ニーズに対応していきます。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）においても、医療的ケアの必要な児童などを支援します。
・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行います。市立高等学校においても同様の対応を行います。
・医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない特別支援学校に在籍する児童生徒については、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進します。
・重度障がいや医療的ケア、強度行動障がいに関する支援が必要な児童・生徒を受け入れることができる放課後等デイサービス等の確保に取り組みます。

⑤家族に対する支援

ⅰ）ペアレントトレーニング

・発達障がいのある（または疑いのある）こどもの保護者に対して、ペアレントトレーニングを引き続き実施し、子育ての負担の軽減を図ります。
・発達障がいのあるこどもの子育てを経験した親をペアレントメンターとして養成し、発達障がいのあるこどもをもつ親に対して、情報提供など共感的なサポートを実施します。

ⅱ）レスパイトケア

・介護者の病気、出産、冠婚葬祭、旅行などの事情で在宅介護が困難になった場合も含め、ショートステイの機能を充実させ、レスパイトケアを推進します。また、重度の障がいのあるこどもの受け入れもできるように取り組みます。

⑥社会的養護を必要とするこどもへの支援

・社会的養護の必要なこどもについて、障害児施設に入所している児童においても、良好な家庭的環境において養育されるよう推進するとともに、「こどもの権利ノート」の配付やこどもからの意見聴取を行い、こどもの権利擁護が十分に図られるように、こどもの状況に応じた支援を行います。

⑦関係機関の連携と切れ目のない支援

ⅰ）連携による支援

・「神戸市療育ネットワーク会議」などを通じて、障がい児支援に関する課題の共有や情報交換を行い、関係機関同士の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

ⅱ）切れ目のない支援

・障がいや発達の気になるこども一人ひとりの特性に応じた幼児教育、保育、療育を実現するため、「神戸っ子すこやかプラン 2029」や「神戸市教育振興基本計画」も踏まえつつ、こどもの成長に合わせた切れ目のない一貫した支援を実現します。

ⅲ）思春期世代から大人に至るまでの支援

・「神戸市発達障害児（者）支援地域協議会」において、発達障害者支援センターを中心に当事者団体、学識経験者、民間支援機関などの関係機関のネットワークを構築し、思春期世代から大人に至るまでに支援が切れてしまわないよう連携して支援します。

（4） 就労に向けた支援

現状・課題

（一般就労）

・障がいのある人の就労のために必要な条件について、実態調査では「職場に障がいの理解やサポートがあること」が最も多く、次いで「職場に障がい者に配慮した設備などが整っていること」が多くなっています。これは、前回調査の結果と同様であり、障がいのある人の特性や必要な配慮について雇用先企業へ周知・啓発することが、引き続き課題となっています。

・インタビューから、一般就労の課題として、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦労することが挙げられています。超短時間雇用の勤務形態が少ない、重度障がいがある場合は就業先が見つけにくいという意見がありました。障がい特性や本人の希望を踏まえた、働く場の確保や就労移行支援事業所などでの適切なマッチングが課題となっています。

・インタビューから、職場定着の課題として、職場の障がい者理解の不足や、職場で悩みを相談できる人がいないなど、精神的な苦労が挙げられています。職場での継続的な職場定着支援や、雇用先企業と障がいのある人の間をとりもつ第三者（相談、調整役）の配置が課題となっています。

（福祉的就労）

・実態調査では、就労継続支援Ｂ型事業所利用者の工賃収入が低い状況にある結果となりました。神戸市の平均工賃も、全国の 2024 年度平均工賃 24,141 円を下回っており、今後も工賃を引き上げる取り組みが必要となっています。（2024 年度神戸市平均工賃：18,631 円）

施策の方向性

①一般就労に向けた支援・定着支援

ⅰ）就労移行支援の推進

・全市的な就労支援拠点としてのしごとサポート中部や地域に密着した就労支援の拠点としてのしごとサポート東部・北部・西部において、障がいのある人や雇用事業主への支援を実施します。

・しごとサポートにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し連携を図りながら、就労相談や、職場定着支援など就労に関する生活面にも配慮して支援します。

・就労移行支援事業所を紹介するパンフレットを作成・配布することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。

ⅱ）就労機会の拡大

⑺ 身近な場所での職場や実習場所の確保

・障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーを通じて、雇用ノウハウを提供するとともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施します。

・神戸市障害者雇用推進員が企業訪問を行い、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明や雇用管理上のアドバイスをするなど、積極的なアウトリーチにより雇用啓発・職場開拓を行います。
・

(ｲ) 障がい特性に対応した就労支援

・精神障がいのある人および発達障がいのある人に対応するため、企業における障がい特性の理解、啓発や就労支援の強化に取り組みます。
・就労選択支援事業について周知を図り、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援をしていきます。
・難病のある人の就労支援について、各しごとサポートで障がい者手帳の有無にかかわらず相談に応じるほか、難病相談支援センターにおいてハローワークと連携し、支援を実施します。
・各しごとサポートと神戸市障害者雇用推進員が連携を図り、長時間の就労が困難な障がいのある人に対して、週 20 時間未満の超短時間雇用を引き続き推進します。

ⅲ) 就労定着支援および離職者への支援

・就労移行支援事業者、就労定着支援事業者、しごとサポート、ハローワークなどが連携して、障がいのある人、家族、企業などに助言するなど、就労後の支援をきめ細かく行います。また、離職した障がいのある人が再度就職できるように連携して支援します。

②福祉的就労の促進

ⅰ) 就労機会の拡大

(ｱ) 企業などとの連携による福祉的就労の場の確保

・企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

(ｲ) 農業分野での福祉的就労や商品力向上の取り組みへの支援

・高齢化などによる担い手の減少などが課題となる中で、農作物の栽培・加工・販売、農作業ができなくなった近隣農家の支援を通じた就労拡大など、障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方の一つとして農福連携に取り組みます。
・専門家などと連携して商品開発に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援することで、商品力の向上を図り、売上増加、工賃の向上を図ります。

ⅱ) 市や企業からの受注の拡大

・「障害者優先調達推進法」(2013 年４月施行) により作成した「障害者優先調達推進方針」に基づき、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を推進します。
・企業などに対して、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけ、販路の開拓を支援することで、工賃の向上を図ります。

ⅲ) 生産活動への支援

・「神戸ふれあい工房」において、外商販売や新たな販路開拓を進め、売上拡大を図ります。
・自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、作業発注企業の情報を障がい福祉サービス事業所などに提供するなど、企業とのマッチングを進めます。

・事業所が作成する商品や活動内容などを紹介するウェブサイトで事業所の商品やイベント情報などをタイムリーに発信し、販路拡大や売上増加につなげます。
・各しごとサポートと神戸市障害者雇用推進員が連携し企業への営業活動に積極的に取り組みます。

③就労移行支援事業所などの連携・支援技術の向上

・障がいのある人の就労において、就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化などネットワーク構成員の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。
・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所などの支援者を対象としたスキルアップ研修会を開催します。

（5） 社会参加への機会促進

現状・課題

（スポーツ・文化活動）

・実態調査では、スポーツや文化活動に参加する習慣がないという人が多くなっています。参加しない理由は、スポーツでは「興味がない」「スポーツができる心身の状態ではない」「体力に自信がない」などとなり、文化活動では「興味がない」「金銭的な余裕がない」「どこに施設があるかわからない」などとなりました。きっかけづくりやイベントなどの情報提供が必要となっています。

（情報保障）

・障がい福祉サービスの情報源は、前回、前々回の実態調査では「市の広報紙・パンフレットなど」が最も割合の高い回答でしたが、今回の調査では「各区保健福祉部（福祉事務所、保健所）」の割合が最も高く、次いで「医療機関、主治医」となっています。また、「家族や親戚」「友人・知人、仲間」「福祉施設などの職員」など、身近な人からの情報入手の割合も高くなっています。

・実態調査では、年齢別で見ると、「市の広報紙・パンフレットなど」は年齢が上がるにつれて割合が高くなり、グループホームや入所施設等では「福祉施設などの職員」の割合が高くなっています。障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に発信することが必要です。

・インタビューから、情報アクセスやコミュニケーションについて、スマートフォンの普及により、情報収集は比較的容易になってきたという声がある一方、きこえない・きこえにくい人には状況に応じたコミュニケ―ションのサポートが必要という意見があり、手話、要約筆記をより利用しやすくしていくことが必要となっています。

（バリアフリーなど）

・実態調査から、外出時の課題については、「バスや鉄道などの便が少ない（路線がないなど）」「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」「困ったときにどうすればいいのか、誰に聞いたらいいのかわからないので心配になる」などが挙がっています。また、歩道段差・トイレ・駅設備・ベンチ・屋根・案内表示などについて課題を感じている意見が多く、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が課題となっています。

施策の方向性

①スポーツ・文化芸術活動などの促進

ｉ）障がい者スポーツ・パラスポーツ

・障がいのある人が日頃から障がい者スポーツに親しめる場を引き続き確保し、障がい者スポーツ大会への参加につなげます。

地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域の方々が地域のスポーツ施設や学校などを利用して、身近に障がい者スポーツ・パラスポーツに参加できる機会を増やすことにより、健康づくりや障がいへの理解を促進します。

ⅱ）文化芸術活動

・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（2018 年６月施行）に基づき策定した「神戸市文化芸術推進ビジョン」に基づき、サンポチカギャラリーで障がいのある人の絵画作品を展示する「こころのアート展」などの取り組みを通じて、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮および社会参加を促進します。

・障がいのある人の暮らしを豊かにするため、コンサートや美術作品の展示会など障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集・発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、文化活動の振興を図ります。

②地域での交流促進・居場所づくり

・地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動の機会の提供および地域との交流を促進します。また、障がいのある人同士が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実します。

・街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、特別支援学校での行事開催などを通じて、障がいのある人とない人の相互理解を促進します。

③情報アクセス・コミュニケーションの保障

ⅰ）相談窓口の連携・アクセス向上

・障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスにアクセス（到達）しやすくするため、各相談窓口、関係機関・関係者間の連携を進めます。

ⅱ）ICT の活用による情報提供や各種手続きの推進

・情報提供にあたっては、インターネットや電子メールなど ICT の活用を図るため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア）を支給します。

・移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進や ICT の活用を進めます。

ⅲ）障がい特性に配慮した情報発信の強化およびコミュニケーション支援

・手話や点字、音声コードの添付など障がい特性に合った方法により、障がいのある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について市民の理解の促進と普及を進めます。

・手話通訳者や要約筆記者、遠隔手話通訳の導入など ICT の活用を通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

ⅳ）市立図書館（点字図書館、学校図書館含む）における読書環境整備の推進

・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（2019 年６月施行）に基づき、関係機関によるネットワークの構築など、視覚障がいのある人など（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人）の読書環境の整備を推進します。

・市立点字図書館では、点字図書やデイジー図書を製作するとともに、その製作者の養成に努めます。点字図書やデイジー図書等の閲覧や郵送貸出、読み書き・対面朗読サービス、広報紙 KOBE 点字版・デイジー版の発行、公文書の点字化などのサービスを行います。また、地域における啓発・福祉体験活動のほか、市立図書館や学校図書館に対する情報提供及び当該職員に対する研修等を実施します。

併せて ICT サポートセンターとして、視覚障がい者用機器の相談・訓練及び講習会を実施するとともに、サピエ図書館等のインターネットを活用した情報提供媒体の利用促進に取り組みます。

・市立図書館では、館内に拡大読書器やデイジー図書再生機を設置するとともに、アクセシブルな書籍、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍を充実します。また、身体に障がいがあり来館が困難な人に郵送貸出サービスを行います。

市立点字図書館と連携し、読書バリアフリーの取り組みを広く周知するとともに、様々な機会を活用して職員研修を実施します。また、インターネットを活用した情報提供媒体として電子図書館を運営し、その内容の充実に取り組みます。

・学校図書館では、誰もが利用しやすい環境の整備を進めるとともに、各校のニーズに応じてアクセシブルな資料の充実に努めます。また、ユニバーサルデザインや読書バリアフリーに関する研修等を通じて、教職員の理解と意識の向上を図ります。

④外出のための支援

ⅰ）外出・移動への支援

・利用者のニーズを把握しながら、ガイドヘルプ（移動支援）・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を図る外出・移動を支援する事業を実施します。

ⅱ）補助犬の啓発

・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共施設や公共交通機関だけでなく、ホテルやレストランなどにおいても原則受け入れが義務付けられていることを市民に正しく理解してもらうため、啓発活動に取り組みます。

ⅲ）福祉乗車制度・重度心身障害者タクシー利用助成・自動車燃料費助成の実施

・障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉乗車制度、重度心身障害者タクシー利用助成、自動車燃料費助成を長期的に維持できるよう努めます。

・障がいのある人の社会参加につながるよう、より利便性の向上に努めます。

ⅳ）精神障がい者割引

・精神障がいのある方の運賃割引が未実施の各交通事業者に対して働きかけをします。

⑤ユニバーサルデザインのまちづくり

ⅰ）ユニバーサルデザインの普及・啓発

・誰もが安心して快適に暮らすことのできるユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を市民に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

ⅱ）バリアフリー化の推進

・2026 年３月に策定した新たな「神戸市バリアフリー基本構想」に基づき、建築物、道路、公園などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。また、市民に対してユニバーサルデザイン推進のための講座や啓発事業を実施するなど「心のバリアフリー」を引き続き推進します。

ⅲ）「神戸市みんなの手話言語条例」に基づく手話の普及

・出前講座や手話講座を開催し、聴覚障がいへの理解や手話を身近に感じてもらえる機会を増やします。

・手軽に手話に触れる機会として、引き続き、市ホームページに手話を学べる動画を掲載します。

（6） 権利擁護・差別の解消

現状・課題

・実態調査では、差別や偏見を受けた経験がある人が全体で約４分の１となり、特に知的障がい・発達障がいのある人の割合は高くなっています。この傾向は前回調査と同様です。差別や偏見を受けた場所は、学校や職場・アルバイト先が多くなっています。

・一方で、障害者差別解消法や相談窓口を知っている人は少数にとどまっています。

・ヘルプマーク・ヘルプカードを知っている人は４割程度となり、前回調査と比べて増加しています。インタビューから、ヘルプマーク・ヘルプカードが認知されても、どういった配慮が必要か周囲には伝わらないのではないか、という意見もありました。障がい理解も含め、周知・啓発が引き続き必要となります。

・学校や職場などにおいて障がい理解を促すとともに、障がいのある人に対しても、権利や相談先の周知が引き続き必要です。

・障がいのある人が必要なサービスを受けられるようにするための支援や虐待防止、財産管理や消費活動などにおいて不利にならないように取り組むことが必要です。

施策の方向性

①啓発

ⅰ）各種啓発事業の実施

・障害者週間やふれあいのまち KOBE・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベントなどを通じて、障がいや障がいのある人について理解を深められるよう啓発を行います。

・福祉教育や特別支援学級・特別支援学校との交流、トライやる・ウィークやワークキャンプなど、学校教育の場で障がいのある人とない人の交流の機会や福祉活動の体験の機会を確保します。
・市職員に対して研修などを実施し、障がいについての理解を深めます。
・産業界などと連携して企業の障がい理解を促進し、障がいのある人の就労につなげます。
・発達障がいや難病、高次脳機能障がいなど、障がいのある人の日常生活や生きづらさを正しく理解するための啓発などを行います。
・その他、あらゆる機会を活用し、市民の幅広い障がい者への理解を得られるよう啓発を行います。

ⅱ）ヘルプマーク・ヘルプカードなど障がいのある人に関するマークの普及啓発
・ヘルプマーク・ヘルプカードの理解促進に向けて、引き続き啓発活動に取り組みます。
・その他、障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がい理解を促進します。

②障がいのある人への差別解消

・「障害者差別解消法」に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、出前トークや各種イベントへの出展などを通して障がいのある人への差別解消を目指します。
・「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」では、相談者および相手方へ状況確認や法の趣旨説明を行うとともに、可能な代替案の提供がないかなど建設的な対話の実現に努めるほか、内容に応じて適切な専門機関につなぐなど、はしわたしの役割を果たします。
・市職員は、「障害者差別解消法」に基づき策定した「神戸市職員対応要領」を遵守します。また、「障害者差別解消法」や障がいに関する知識を深める研修を階層別に実施し、適切な市民対応の推進を図ります。
・障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるため、「障害者差別解消支援地域協議会」で地域の関係機関ネットワークを構築し、相談事例の共有や情報交換などを行います。

③障がいのある人への虐待防止

・養護者等や施設従事者、使用者からの虐待があった場合は、「障害者虐待防止センター」で相談や通報を受け付けるとともに、緊急度や状況に応じて、関係部署で的確に事実確認や緊急一時保護等の適切な対応を実施します。また、区役所や障害者相談支援センターなどで障がいのある人や養護者に対する支援を継続的に行います。
・施設従事者や使用者からの虐待について未然防止を図るため、適切な支援方法の研修を行います。また、障がい福祉サービス事業所などに対し、虐待防止にかかる従業者への研修の実施や虐待防止のための責任者の設置、虐待防止のための委員会の設置および検討結果の周知徹底を求めます。さらに、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の必要な事項の記録、身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催と検討結果の周知徹底、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者への身体拘束等の適正化のための研修の実施を求めます。
・「障害者虐待防止センター」の周知を図り、障がい者虐待を発見した人による速やかな通報を促します。

④成年後見制度などの利用促進

※「成年後見利用の促進に関する法律」（2016 年５月施行）に基づく、市町村計画に位置づけます。

ⅰ）成年後見制度の周知・利用促進

・各区の「成年後見制度の利用手続き相談室」で市民からの相談に応じるほか、出前トークなどの説明会を実施し、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見セミナーを開催し、周知と併せて、後見活動を行う市民の資質向上を図ります。

・障害者相談支援センターが成年後見支援センターなどと協力し、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見・相談を行い、本人の権利擁護につなげます。

・成年後見支援センターで、市民後見人の養成研修などを実施し、後見人担い手の養成および活動を支援します。また、弁護士や司法書士などの専門職による相談を実施し、書類作成の業務補助を受けることができる環境を整備します。さらに、専門職団体や関係機関からの協力を得ることのできる地域連携ネットワークの構築を進めます。

・成年後見制度の利用にかかる費用の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

・成年後見制度について、2026 年６月に民法等の一部を改正する法律が公布されました。本人の権利擁護と自己決定をより尊重する法改正を踏まえ、施行に向けて必要な検討を進めます。

ⅱ）福祉サービス利用援助の活用促進

・安心サポートセンターにおいて、判断能力が不十分などの理由で日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援業を実施します。

・サービス利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見人の選任などが必要となった場合には、成年後見支援センターと連携し、成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援します。

⑤選挙における障がいのある人への配慮

・点字や音声など、多様な手段を用いて選挙に関する情報を提供します。

・移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。

・投票事務従事者に対して事前の研修を実施し、投票所において、障がい特性に応じたきめ細やかな対応ができるように取り組みます。

・障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の実施などの取り組みを促進します。指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

⑥消費者としての障がいのある人への配慮

・障がいのある人に消費生活センターや消費者ホットラインを周知するとともに、商品やサービスに関する契約トラブルにあった場合でも、障がい特性に配慮した消費生活相談を実施し、解決に向けた助言などを行います。

（7） 人材の確保・育成

現状・課題

・インタビューでは、事業所の人材不足により、定員数まで受け入れることができない場合もあると意見がありました。また、職員の高齢化により、利用者の対応が難しい場合もあり、若い世代の人材確保が課題となっています。人材確保のためには、働きがいを感じられ、キャリア形成などがイメージできるような、働きやすい魅力ある職場づくりが必要となります。
・国は地域共生社会の実現を目指しており、複雑化・多様化した課題を抱える人を身近な地域で見守り、また支え合うため、様々な関係者・関係機関を巻き込んだ地域づくりが課題となっています。
・福祉分野で人材を奪い合うのではなく、有効活用し、介護保険と障がい福祉の両方に対応できる人材を育成し、増やしていく必要があるという意見がありました。
・また、事業所においては、重複障がいや重度障がい、強度行動障がいの状態にある方や高次脳機能障がいのある方への対応が課題という意見もあり、多様化するニーズへの対応ノウハウを学ぶ機会の充実が求められています。

施策の方向性

①介護人材の確保

・事業所が新たに正規職員を採用した場合に、事業所に対して住宅手当支給額の補助を行うことなど、介護職員の処遇改善を図ります。
・事業所における ICT の活用や介護ロボットの導入について支援することにより、介護職員の負担軽減や業務改善をすすめ、働きやすい職場環境づくりを行います。
・介護の仕事の魅力向上に取り組むとともに、介護職の魅力をアピールします。

②職員研修の充実

ｉ）障がい福祉サービス事業所の職員への研修
・職員の資質向上を図るため、市民福祉大学や介護サービス協会において研修を実施します。年次に応じた研修だけではなく、必要なテーマについて広く研修を受講できるよう取り組みます。
・「障害施設職員スキルアップ研修」を充実させ、仕事への意欲向上や施設を超えた仲間づくりによる離職防止につなげます。また、研修に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
・各事業所に、県が実施する福祉人材の確保、質の向上に向けた研修の情報提供を行います。
・県市共催で、強度行動障がいの状態にある人の支援者向けに研修を実施し、人材の確保に取り組みます。

ⅱ）市役所・区役所の職員の対応力の向上

・障がい福祉制度に関わる職員の知識や対応力の向上を図るため、支援に関するマニュアルの整備や各種研修の受講促進、障害者相談支援センターとのケース検討や情報共有などを行います。

③地域での担い手の育成

ⅰ）身近な支援の担い手の発掘

・障がいサポーター養成講座などの啓発活動を通じて、専門的な知識がなくても、日常生活のなかで障がいのある人を支える身近な支援の担い手を発掘します。

・ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行うほか、講座を実施するなど、ボランティアの養成を図ります。

ⅱ）地域福祉のプラットフォームの構築

・複雑化・多様化する障がいのある人の支援課題に対応するため、障がい福祉関係者で構成する各区の自立支援協議会（障害者相談支援センター・障がい福祉サービス事業者・身体障害者相談員・知的障害者相談員など）と、民生委員・児童委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、地域福祉ネットワーカーなどの地域の社会資源が連携して支援に取り組みます。

④介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材の育成

・限られた福祉人材を有効に活用するため、介護保険の知識と障がい福祉施策の知識の両方を持つ人材を育成します。また、高齢の親と障がいのあるこどもを一体的に支援するため、ケアマネジャーや介護保険事業所に対して、障がいのある人に関する知識を深める研修を実施します。

・介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所に対して、介護保険および障がい福祉サービスに関し相互に情報提供を行うことで、複雑化・多様化する支援課題への対応力の向上を図ります。

（8） 包括的支援体制の構築

「（１）生活支援サービスの充実」から「（７）人材の確保・育成、資源の確保」までの横断的な課題として、相談支援や支援体制の包括化、情報共有が挙げられます。本項目において、これらの横断的な課題を取り上げ、各施策をより効率的・効果的に実施していくための体制を示します。

現状・課題

【相談支援体制】

（関連：（１）生活支援サービスの充実、（２）地域移行・地域生活のための支援、（３）障がいのあるこどもへの対応）

・実態調査から、計画相談支援・障害児相談支援の利用希望はあるが、利用していない理由の約半数が「制度について知らなかった」であることから、制度の周知、利用勧奨が必要となっています。

・障がいのある人の支援課題の複雑化・多様化に伴い、区役所の対応力の向上やノウハウの共有化が求められています。また、相談窓口が身体・知的障がいと精神障がいで分かれており、障がいがまたがるような総合的な相談がしにくいという声もありました。

【支援体制の包括化】

（関連：（２）地域移行・地域生活のための支援、（４）就労に向けた支援、（７）人材の確保・育成、資源の確保）

・2024 年４月に障害者総合支援法、精神保健福祉法の改正があり、地域生活や就労の支援の強化等による障がい者等の希望する生活の実現を目指すことが求められています。

・同時期に児童福祉法の改正もあり、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が求められています。

・障がいのある人と要介護状態の親が同居している世帯など、複合した課題を持つ世帯に対して、障がい福祉サービス、介護保険サービスなどの個別のサービスや支援だけではなく、家族全体のケアを考える視点が必要という意見がありました。また障がい者等の希望する生活の実現に向けては、福祉にとどまらず、地域全体で様々なサービスや資源を補い合える体制づくりが必要です。

【情報提供・共有】

（関連：（１）生活支援サービスの充実、（３）障がいのあるこどもへの対応)、（５）社会参加への機会促進）

・障がいのあるこどもへの対応において、幼稚園・保育所、学校や放課後等デイサービス事業所などの関係機関でこどもの情報が十分に共有できていない場合があると指摘があり、障がいのあるこどもの成長に応じた支援につなぐフォローができるよう、情報の共有が課題となっています。

・実態調査において、「どんな福祉サービスがあるのか知らない」という回答が障がい種別問わず多く見受けられました。

・自立支援協議会から、義務教育後の進路に関する情報が少ない、また、18 歳（制度の切り替え）までに準備しておくべきことを知る機会が不足しているという意見がありました。特別支援学校の生徒だけでなく、地域の学校に在籍する児童・生徒の家庭への周知の充実が必要となります

・そのほか、ＡＩ等を活用して市のホームページなどで制度改正についての最新の情報などをわかりやすく閲覧できる仕組みづくりや、外国にルーツのある方に向けて、相談窓口との連携強化や通訳の派遣依頼ができる仕組みなどが必要という意見がありました。

施策の方向性

①相談支援体制の強化

・相談支援事業所等の人材確保支援事業などにより、新規立ち上げや体制強化を支援し、のぞまないセルフプランの削減を図ります。また、ひとつの事業所に相談支援員を複数人配置する体制を推進します。
・障がいのある人の抱える複雑化・多様化した課題については、相談支援の核である区役所や障害者相談支援センターが障がいのある人やその家族の相談を受け止め、適切な支援機関につなげるため、ケース会議の開催などを通じて職員のスキルアップを図ります。
・区役所職員に対して、研修の充実や研修への参加の促進、ノウハウの共有化を進めます。

②支援体制の包括化

・複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、区役所や障害者相談支援センターが高齢者、こどもなど他の分野の相談機関などと密接な連携をとることができる包括的な支援体制を維持・活用していきます。
・障害者地域生活支援拠点における見守り支援事業などにおいて、これまで障がい福祉サービスなどにつながっていなかった方の情報を把握し、必要な支援機関につないでいきます。

③情報の発信・共有

・行政機関・相談窓口・障がい福祉サービス事業者・医療機関・介護保険事業者などがつながるネットワークを活用して情報を共有し、複雑化・多様化する課題等にも対応していきます。
・関係機関の拡大や調整、会議、研修などが増えていく中で、障がい福祉に関する情報や対応事例、活用可能な社会資源の情報について、e ラーニングなどの研修手法や WEB 会議などのツールを活用し、迅速な情報共有・把握や移動時間の削減など、効率や効果を高めていく取り組みを進めます。

④ＤＸの推進

・質の高い障がい福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、事業所での介護テクノロジーの導入や、ICT 活用による業務負担や手続負担の軽減を促進します。
・その他、個人情報の保護やセキュリティ、デジタル・ディバイド（情報格差など）に十分配慮しつつ、対面が必要な支援は何かを見極めながら、ICT 活用について検討を行います。

第３部　第８期神戸市障がい福祉計画・第４期神戸市障がい児福祉計画

※第８期神戸市障がい福祉計画は、「第８期」と表記する。
※第４期神戸市障がい児福祉計画は、「第４期」と表記する。
※第７期神戸市障がい福祉計画（計画期間：2024 年～2026 年度）は、「第７期」と表記する。
※第３期神戸市障がい児福祉計画（計画期間：2024 年～2026 年度）は、「第３期」と表記する。
※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八(2006)年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和八(2026)年こども家庭庁・厚生労働省告示第四号】は、「国の基本指針（第８期）」または「国の基本指針（第４期）」と表記する。
※本計画において新たに設けられた成果目標、見込量については、【新】と表記する。

第１章　成果目標

本市では、国から示されている成果目標のほか、市固有の課題に対応するため、独自指標を設定し、取り組みを進めます。

（1） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①障害者支援施設から地域生活への移行者数

第７期では 2022 年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域移行できるように進めてきました。国の基本指針（第８期）では 2025 年度末時点の入所者の６％以上を地域移行するように求められており、第８期においても、2025 年度末時点の施設入所者数（1,234 人）の６％以上（74 人以上）が 2029 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

②施設入所者数

国の基本指針（第８期）では、2029 年度末の施設入所者数を 2025 年度末時点の５％以上削減することを求められていますが、障がいのある人の高齢化に伴い、障がいの程度も重度化するなどの状況に鑑み、第８期においても、第７期に引き続き施設入所者数の数値目標を設定しません。

なお、重度障がい対応型も含めたグループホームの増設と市内の地域偏在の解消、地域移行のための地域資源の充実に努め、障がいのある人が地域で暮らせるように取り組みます。

また、入所者の居住環境の向上や地域における施設の役割の検討も引き続き進めます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
障害者支援施設から地域生活への移行者数	合計 93 人 （2023～2025 年度の合計）	74 人以上 （2027～2029 年度の合計）
施設入所者数	1,234 人 （2025 年度末時点）	数値目標を設定しない

（2） 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①退院後１年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針（第８期）では、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価する指標として、精神障がいのある人の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上とすることと示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第８期では数値目標を設定しません。

②長期在院者数

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるため、2029 年度末時点で 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数を 668 人以下に、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を 403 人以下に、75 歳以上の 1 年以上長期入院患者数を○人以下に、40 歳以上の認知症である者の 1 年以上長期入院患者数を○人以下にすることを目標とします。なお、この目標値は兵庫県が国の基本指針（第８期）で示された計算式に基づき算出し各市町に示したものです。目標達成に向けて、第８期兵庫県障害福祉推進計画と連携して進めていきます。

※兵庫県において、国が示した推計ワークシートを用いて県全体の目標値を算出し、その目標値に各市町ごとの 1 年以上長期入院患者数の割合で按分することで算出している。

		実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
退院後 1 年以内の地域における平均生活日数		この指標は都道府県に対して設定するよう示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定。	数値目標を設定しない
長期在院者数（1 年以上）	65 歳以上	777 人	682 人
	65 歳未満	482 人	403 人
	75 歳以上【新】	―	兵庫県の目標値から按分して算出
	40 歳以上の認知症である者【新】	―	兵庫県の目標値から按分して算出

③退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率【新】

国の基本指針（第８期）では新たな指標として、精神病床への 30日以上の再入院率（退院後 90日時点 10.3%以下、退院後 180日時点 17.4%以下、退院後 365日時点 25.7%以下）が示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第８期では数値目標を設定しません。

		実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（割合）【新】	退院後 90 日時点	―	数値目標を設定しない
	退院後 180 日時点		
	退院後 365 日時点		

④心のサポーター数、住民のこころの状態【新】

国の基本指針（第８期）では新たな指標として、心のサポーター数、住民のこころの状態の把握が示されています。

ただし、住民のこころの状態の把握は、都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第８期では数値目標を設定しません。

		実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
心のサポーター数【新】	2033 年度末までに全国で 100 万人	1,096 人	6,549 人
住民のこころの状態の把握【新】	Ｋ６を活用して評価	－	数値目標を設定しない

（3） 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

第７期では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者について、392 人以上を目標に進めてきました。

第８期では、2029 年度中に 463 人以上とすることを目標とします。

【就労移行支援事業】

国の基本方針（第８期）では、2024 年度の一般就労への移行実績の 1.14 倍以上（181 人以上）とすることが目標となっていますが、2025 年度実績（189 人）や一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、2023 年度から 2025 年度の３か年平均人数（183 人）の 1.14 倍以上（209 人以上）を目標とします。

【就労継続支援事業】

就労継続支援Ａ型事業については2024年度の一般就労への移行実績の1.52倍以上(134人以上)、就労継続支援Ｂ型事業については2024年度の一般就労への移行実績の1.67倍以上（120人以上）を目標とします。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合

国の基本指針（第８期）に則り、第８期では就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所数が、就労移行支援事業所全体数の５割以上とすることを目標とします。

③就労定着支援事業者の利用者数

国の基本指針（第８期）に則り、就労定着支援事業について、2024年度実績の1.47倍以上（276人以上）が利用することを目標とします。

④就労定着率７割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針（第８期）に則り、就労定着支援事業の就労定着率について、2029年度に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目標とします。

⑤就労選択支援事業所の設置【新】

国の基本指針（第８期）で、障がい種別にかかわらず、就労選択支援の積極的な利用を促すため、新たに設定された項目です。国の基本指針に則り、各区に１事業所以上を設置することを目標とします。

⑥就労選択支援の利用者数【新】

国の基本指針（第８期）で、障がい種別にかかわらない、就労選択支援の積極的な利用を促すため新たに設定された項目です。2029年度末までに、204人が利用することを目標とします。この目標値は兵庫県が国の基本指針（第８期）で示された目標に基づき算出し、各市町に示したものです。

⑦雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進める

本市では、各区の自立支援協議会において就労部会が設置済みのため、目標を設定しません。

	実績 （2025 年度）		目標 （2029 年度末まで）
福祉施設からの 就労移行者数	374 人		463 人以上
	うち、就労移行支援事業	189 人	209 人以上
	うち、就労継続支援Ａ型	107 人	134 人以上
	うち、就労継続支援Ｂ型	78 人	120 人以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所割合		３割７分	就労移行支援事業所全体の ５割以上
就労定着支援事業の利用者数		199 人	276 人以上
就労定着率７割以上の 就労定着支援事業所割合		１割９分	就労定着支援事業所全体の ２割５分以上
就労選択支援事業所の設置【新】		―	各区に１事業所以上
就労選択支援の利用者数【新】		―	204 人
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための、協議会（就労支援部会）等を設けた取り組みの推進		各区の自立支援協議会で就労部会を設置	数値目標を設定しない

【市の独自指標】

一般就労、職場定着に関して独自指標を設定し、障がいのある人の就労支援を進めます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
しごとサポートからの就職者実人数	260 人	270 人
しごとサポートが支援する職場定着率(当該年度の１年後の定着率)	85.4%	90%

（4） 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保および障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新】

国の基本指針（第４期）において、児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保および児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築が求められています。

本市においても、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能や、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパービジョン・コンサルテーション機能などを提供する児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保に向けて取り組んでいきます。

また本市では、保育所等訪問支援事業所が、児童発達支援センターと併設されているものを含め、市内で 49 か所（2025 年度末時点）あり、事業所数およびサービスの利用状況も増加していることから、インクルージョンを推進する体制は充実してきているものと考えています。

国の基本指針（第４期）では、インクルージョン推進のため、新たに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を求めており、本市においても、2029 年度末までに設置することを目標とします。

②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

難聴児支援については、神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に整備し、聴覚障害児支援中核機能強化事業を実施しています。また、2022 年 1 月から、新生児聴覚検査で再検査が必要となった児に対してのフォローアップの取り組みを各区役所で実施しています。そのため、目標設定はしませんが、引き続き、医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、聞こえに課題のあるこどもとその保護者に対して適切な情報と切れ目のない支援の提供に取り組んでいきます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針（第４期）において、第３期に引き続き、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に 1 か所以上確保することが求められています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で 17 か所（2025 年度末時点）および重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内で 23 か所（2025 年度末時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第４期でも目標設定を行いません。

今後もニーズの把握に努め、必要な支援ができるよう取り組みます

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針（第４期）において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場として「神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議」を設置しているため、目標設定は行いません。これらの場において、引き続き医療的ケア児支援のための関係機関の協議を定期的に開催します。

また、本市では、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を既に実施しており目標設定は行いません。今後も引き続きコーディネーターの把握、支援および情報発信を通じて、医療的ケア児の支援体制の充実を図ります。

⑤障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針（第４期）では、第３期に引き続き、障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置が求められています。本市では、2024 年３月から協議の場を設置しているため、目標設定は行いません。

⑥障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新】

国の基本指針（第４期）で、地域における多様な障がい児とその家族を支援する観点から、新たに設定された項目です。関係機関が連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を確保することが求められています。

本市では、区役所の保健師による乳幼児期からの伴走支援を起点として、特別支援教育相談センターでの５歳児からの就学相談の活用などにより、就学前から就学後へ必要な支援をつなぐとともに、就学後も、小学校から中学校、中学校から高校へと、「ネットワークプラン（教育支援計画）」等を活用しながら、支援を引き継ぐ体制を構築しているため、新たな目標の設定は行いません。

引き続き、伴走的な相談支援体制の確保に取り組むとともに、学校卒業後の就労支援など、切れ目のない相談支援体制の確保に取り組んでいきます。

⑦強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備【新】

国の基本指針（第４期）において、強度行動障がいの状態にある児の支援体制の充実を図るために、新たに設定された項目です。本市では障がい者関係団体や事業者との意見交換に加え、本プランの策定時に実施した神戸市障がい者生活実態調査により、状況やニーズの把握を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。また、県市共催による支援者向け研修を実施し、引き続き、必要な支援体制の整備の推進に取り組みます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【新】	―	機能の確保
児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、 障がい 児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済み	数値目標を設定しない
保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置【新】	―	設置
児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	確保済み	数値目標を設定しない

新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みの推進	2024 年から、取り組みを実施	数値目標を設定しない
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	17 か所	数値目標を設定しない
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	23 か所	数値目標を設定しない
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	数値目標を設定しない
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	81 人（43 事業所）	数値目標を設定しない
障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	設置済み	数値目標を設定しない
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新】	確保済み	数値目標を設定しない
強度行動障がいの状態にある児の状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の推進【新】	整備済み	数値目標を設定しない

(5) 地域生活支援の充実

国の基本指針（第８期）では、地域生活支援拠点等を整備し、市内の日常生活の圏域が支援対象となっていること、また、地域生活支援拠点等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築が求められています。本市では、全区（９か所）に地域生活支援拠点を整備し、併せて全区に拠点コーディネーターを配置するなど、体制の確保ができているため、目標設定を行いません。

また、国の基本指針（第８期）では、第７期に引き続き、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証および検討することが求められており、本市もこれに則った目標とします。

地域生活支援拠点は整備済みですが、高度な専門人材の確保や、幅広い緊急受入れの体制構築等、引き続き地域生活支援拠点の質の向上に取り組みます。

強度行動障がいの状態にある人について、国の基本指針（第８期）では、第７期に引き続き、状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備の推進が求められています。本市では障がい者関係団体や事業者との意見交換に加え、本プランの策定時に実施した神戸市障がい者生活実態調査により、状況やニーズの把握を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。また、県市共催による支援者向け研修を実施し、引き続き、必要な支援体制の整備の推進に取り組みます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 度末まで）
地域生活支援拠点等の整備	９ヶ所（全区設置）	数値目標を設定しない
地域生活支援拠点等への効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築済み	数値目標を設定しない

運用状況の検証および検討	年１回以上の実施	年１回以上の実施
強度行動障がいを有する者の状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の推進	実施	数値目標を設定しない

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針（第８期）では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び自立支援協議会の設置・整備を行った上で連携することが求められています。また、相談支援センターが協議会の運営に関与し、個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制の確保が求められています。

本市においては、国の示す基幹相談支援センターである障害者相談支援センターや、地域生活支援拠点、自立支援協議会を各区に設置しており、それぞれが連携して、地域の相談支援事業所の後方支援や、研修による人材育成の機会充実などに取り組んでいることから、目標設定は行いません。

また、各区の自立支援協議会において、個別支援会議の開催や分野ごとの部会設置を実施するなど、支援体制の整備に取り組む体制は確保できているため、目標設定は行いません。

引き続き、関係機関が連携できる体制を維持し、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

また、国の基本指針（第８期）では、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることで、のぞまないセルフプランの件数を 2029 年度末までにゼロにする目標が新たに設定されました。のぞまないセルフプランの件数については未把握であることから、数値目標の設定は行いません。今後、現状把握を進めながらその削減に向けて取り組むこととし、相談支援専門員数の確保を引き続き独自指標として設定します。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、及び協議会の設置・連携	各区に設置	数値目標を設定しない
協議会における個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制の確保	各区自立支援協議会で個別支援会議の開催及び部会を実施	数値目標を設定しない
のぞまないセルフプランの件数をゼロにする【新】	－	数値目標を設定しない

【市の独自目標】

計画相談支援専門員数に関して独自指標を設定し、相談支援事業所の体制強化を図ります。

	実績	目標 （2029 年度末）
計画相談支援専門員数	52 人増 （2023～2025 年度の合計）	90 人増加 （2027～2029 年度の合計）

(7) 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み【新】

国の基本指針（第８期）では、「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」が新たに取り組みとして位置づけられています。国は、障がい福祉における生産性向上を、「支援者一人ひとりの力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値（ケアの充実）を生み出すこと」と定義し、専門人材の養成や意思決定支援の適切な実施、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置等を指標としています。

これらの指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、数値目標の設定は行いませんが、ICT の活用や業務負担・手続負担の軽減、介護テクノロジーの導入促進等により、事業所の業務の効率化と負担軽減を図り、質の高い福祉サービスの確保に取り組みます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修の実施【新】	―	数値目標を設定しない
意思決定支援ガイドライン等の普及啓発及びガイドラインを活用した研修の実施【新】	―	数値目標を設定しない
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新】	―	数値目標を設定しない
当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上と職場の環境改善および経営改善の支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置と、ワンストップ窓口との連携【新】	―	数値目標を設定しない

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針（第８期）では、第７期に引き続き、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することが求められています。本市においては、市で実施する新任研修や県が実施する研修への市職員の参加の促進、自立支援審査支払等システムの審査結果の活用、事業所に対する指導監査結果の活用などを実施する体制があるため、目標設定は行いません。

また、新たに、障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率を 100%とする指標が示されています。本市としても、国の基本指針に則り、目標を設定し、引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末まで）
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制構築	構築済み	目標を設定しない
利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上【新】	－	障害福祉サービス等情報公表制度の情報の公表率及び更新率 100％

第２章　障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1)　訪問系サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第８期の見込量を設定します。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護は、第７期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、増加する見込量を設定します。

同行援護は微減傾向にあり、第８期では横ばいとなる見込量を設定します。

重度障害者等包括支援は、全国的にも事業所および利用者の実績が少なく、現在のところ本市において利用実績がないサービスのため、見込量を設定しませんが、引き続き事業所へ周知を図ります。

なお、訪問系サービスを含むガイドライン（支給量審査基準）について引き続き検討します。

内容	単位	実績		見込（量）	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
訪問系サービス（合計）	利用者数（人/月）	5,506	5,289	5,562	5,858	6,182	6,538
	延べ時間（時間/月）	162,088	170,700	180,778	191,919	204,358	218,401
居宅介護	利用者数（人/月）	4,140	4,350	4,571	4,804	5,049	5,306
	延べ時間（時間/月）	79,503	83,155	87,786	92,675	97,836	103,285
重度訪問介護	利用者数（人/月）	242	247	252	256	261	266
	延べ時間（時間/月）	66,226	70,030	73,223	76,562	80,054	83,704
同行援護	利用者数（人/月）	519	514	514	514	514	514
	延べ時間（時間/月）	11,261	11,491	11,763	12,042	12,327	12,619
行動援護	利用者数（人/月）	155	178	225	284	358	452
	延べ時間（時間/月）	5,097	6,024	8,006	10,640	14,141	18,793
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	延べ時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

(2)　日中活動系サービス・療養介護・短期入所

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第８期の見込量を設定します。

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所は、第７期において利用が増加傾向にあり、今後のニーズも高いことから増加する見込量を設定します。

就労選択支援は 2025 年度に新設されたサービスであり、障がいのある人の希望、就労能力や適性等に合ったより良い選択の支援を行います。当初は事業所が少なく、利用実績がなかったものの、2026 年度時点で利用実績が確認できており、今後もニーズが高いことから増加する見込量を設定します。

自立訓練（機能訓練）は第７期において微減傾向にあり、微減する見込量を設定します。

内容	単位	実績		見込（量）	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
生活介護	利用者数（人/月）	3,430	3,467	3,488	3,509	3,530	3,552
	うち重度障がい者数（人/月）	3,284	3,322	3,348	3,374	3,400	3,426
	延べ日数（日/月）	65,056	65,546	65,800	66,055	66,311	66,568
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	42	31	30	29	28	27
	延べ日数（日/月）	672	465	450	435	421	407
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	122	150	162	175	189	204
	延べ日数（日/月）	1,824	2,306	2,569	2,862	3,188	3,552
就労選択支援【新】	利用者数（人/月）	－	0	59	108	156	204
就労移行支援	利用者数（人/月）	457	500	525	551	578	606
	延べ日数（日/月）	7,463	8,289	8,719	9,171	9,647	10,147
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人/月）	1,165	1,244	1,323	1,407	1,497	1,592
	延べ日数（日/月）	22,041	23,627	25,111	26,688	28,364	30,146
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人/月）	5,890	6,668	7,517	8,230	9,011	9,866
	延べ日数（日/月）	101,441	115,577	130,749	143,148	156,723	171,586
就労定着支援	利用者数（人/月）	188	199	207	216	225	235
療養介護	利用者数（人/月）	343	346	356	366	376	387
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	828	854	885	917	950	985
	うち重度障がい者数（人/月）	697	759	805	854	906	961
	延べ日数（日/月）	6,134	6,095	6,046	5,998	5,950	5,902
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	28	33	34	35	36	38
	うち重度障がい者数（人/月）	28	33	34	35	36	38
	延べ日数（日/月）	118	122	127	132	137	142

(3) 居住系サービス等

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第８期の見込量を設定します。

共同生活援助は、第７期において利用が増加傾向にあり、地域移行を進めていくにあたり必要なサービスであることから、増加する見込量を設定します。見込量の確保にあたり、独自指標を設けて、グループホームの定員数の増に取り組みます。

自立生活援助は、第７期において利用が微減傾向のため、微減する見込量を設定します。

施設入所支援は、今後も地域移行を進めていくことから、減少する見込量を設定します。

施設における居室の個室化等の取組状況、意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数は、国の基本指針（第８期）で、新たに見込量を設定された項目です。施設の入所者の地域移行等の意向確認の取り組みを推進するとともに、生活環境の向上に向けた取り組みを進めていきます。

障害者地域生活支援拠点は、全区９か所に設置済みであり、引き続き機能の充実に向けた検証および検討を実施していきます。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	11	9	8	7	7	6
共同生活援助	利用者数（人/月）	1,572	1,736	1,987	2,177	2,367	2,557
うち重度障がい者	利用者数（人/月）	824	947	1,088	1,193	1,297	1,401
施設入所支援	利用者数（年度末時点）	1,267	1,247	1,225	1,202	1,180	1,159
意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新】	回数/年	－	－	－			
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施	設置箇所数	9	9	9	9	9	9
	コーディネーターの配置人数	8	9	9	9	9	9
	検証および検討（回/年）	1	1	1	1	1	1

★独自指標

グループホームの定員数に関して独自指標を設定し、グループホームの整備を進めます。

指標	実績（2025 年度）	目標（2029 年度末）
グループホームの定員数	1,962 人	2,640 人
うち日中サービス支援型グループホームの定員数	137 人	200 人

（4） 相談支援

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを利用するために必要な支援であり、これまでの利用実績の伸びに加え、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業などにより、相談支援専門員の増加が見込まれることから、第８期でも増加する見込量を設定します。

地域移行支援は、第７期において利用が微増傾向にあるため、微増する見込量を設定します。

地域定着支援は、第７期において利用が微減傾向にありますが、地域移行支援の見込量は微増傾向であるため、同様に微増する見込量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	766	830	898	972	1,052	1,138
地域移行支援	利用者数（人/月）	17	21	21	23	26	29
地域定着支援	利用者数（人/月）	23	24	21	23	26	29

(5) 障がい児福祉サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第４期の見込量を設定します。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は第３期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、増加する見込量を設定します。

障害児相談支援はニーズが高いことから、本市での相談支援事業所の人材確保支援や計画相談支援の導入促進により、第４期で増加する見込量を設定します。

医療的ケア児に対するコーディネーターを配置しつつ、研修の機会等を通じた各コーディネーターへのフォローアップや、コーディネーター同士あるいは他機関との支援情報の共有等ネットワークの構築を促進しつつ、医療的ケア児に対する支援の強化を図ります。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
児童発達支援	利用児童数（人/月）	2,136	2,322	2,558	2,813	3,084	3,389
	延べ日数（日/月）	21,140	22,849	24,854	26,935	29,201	31,688
放課後等デイサービス	利用児童数（人/月）	4,665	5,061	5,525	6,018	6,551	7,139
	延べ日数（日/月）	58,286	63,264	68,594	74,422	80,739	87,578
保育所等訪問支援	利用児童数（人/月）	305	482	633	862	1,223	1,669
	延べ日数（日/月）	633	1,044	1,462	2,098	3,136	4,527
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人/月）	1	1	2	2	2	2
	延べ日数（日/月）	4	3	4	4	4	4
福祉型障害児入所施設	利用児童数（人/月）	25	25	25	25	25	25
医療型障害児入所施設	利用児童数（人/月）	26	25	24	25	25	25
障害児相談支援	利用児童数（人/月）	93	107	131	160	195	238
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数（人）	80	81	99	99	99	99

(6) 発達障がいのある人に対する支援

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会において、引き続き、神戸市発達障害者支援センターの運営や事業等について検証します。

発達障がい者支援に係る相談支援機関が整備されてきたことから、発達障害者支援センター（発達障がい相談窓口を含む）の相談支援は減少傾向ですが、今後も継続して発達障がいのある人の早期発見、早期対応のために周知啓発に取り組みます。発達障害者支援センターによる関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修・啓発についても引き続き実施していきます。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）については、既に民間等による発達障がいの支援や知識の普及は広まっていることから横ばいでの見込量を設定します。また、ペアレントメンターの人数については、登録者の活動機会の拡充を優先し、新たな登録者を見込んでいないため、横ばいで見込量を設定します。

ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）については、既存事業を終了し、現段階では新たなプログラムの実施が未定であることから見込量は設定しません。またピアサポート活動（支援者）についてはペアレントメンター活動の実施状況によるため、ピアサポートの活動への参加人数は見込量を設定しません。

内容	単位	実績		見込（量）	第８期見込（量）		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数（回/年）	2	2	2	1	1	1
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数（件/年）	852	821	800	800	800	800
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数（件/年）	49	29	25	25	25	25
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修･啓発件数（件/年）	117	98	90	90	90	90
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	受講者数（人/年）	107	182	140	100	100	100
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	受講者数（人/年）	0	0	－	－	－	－
ペアレントメンターの人数	人数	10	10	12	12	12	12
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数（人/年）	7	18	10	6	6	6

(7) 高次脳機能障がい者に対する支援【新】

高次脳機能障害者支援法（2026 年４月施行）に基づき、第８期から新たに設定された項目です。高次脳機能障がいの方が可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数、高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数、高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数、高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援件数、高次脳機能障がいの方の特性の理解が図られるために必要な研修や啓発件数の見込量を設定します。

なお、高次脳機能障害者支援センターの運営・協議会の開催等については、兵庫県と共同で実施します。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新】	箇所数（箇所）	－	－	－	1	1	1
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新】	開催回数（回/年）	－	－	－	2	2	2
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新】	人数	－	－	－	5	5	5
高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援【新】	相談件数（件/年）	－	－	－	1,200	1,200	1,200
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修・啓発【新】	研修･啓発件数（件/年）	－	－	－	3	3	3

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療および福祉関係者による協議の場として「精神障害にも対応した地域包括ケア協議部会」などをすでに設置しており、引き続き開催します。また、目標設定と評価を引き続き行います。

精神障がいのある人の地域移行、地域定着、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）は、利用が増加傾向にあることから、増加する見込量を設定します。

自立生活援助は減少傾向にあることから、減少する見込量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催	開催回数（回/年）	19	17	17	17	17	17
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（合計人数）	参加人数（合計）（人/年）	602	546	564	582	600	618
関係者ごとの参加人数（保健）	参加人数（人/年）	190	160	163	166	169	172
関係者ごとの参加人数（医療・精神科）	参加人数（人/年）	105	81	84	87	90	93
関係者ごとの参加人数（医療・精神以外）	参加人数（人/年）	7	9	12	15	18	21
関係者ごとの参加人数（福祉）	参加人数（人/年）	235	194	197	200	203	206

関係者ごとの参加人数（介護）	参加人数（人/年）	27	54	57	60	63	66
関係者ごとの参加人数（当事者および家族）	参加人数（人/年）	15	19	21	23	25	27
関係者ごとの参加人数（その他）	参加人数（人/年）	23	29	30	31	32	33
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	目標設定および評価（回/年）	3	2	2	2	2	2
心のサポーター養成研修実施回数【新】	回/年	－	20	20	20	20	20
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新】	回/年	－	4	2	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数（人/月）	16	19	19	21	24	27
精神障がい者の地域定着支援	利用者数（人/月）	16	17	14	16	18	20
精神障がい者の共同生活援助	利用者数（人/月）	392	456	571	626	681	735
精神障がい者の自立生活援助	利用者数（人/月）	9	6	5	4	3	2
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）【新】	利用者数（人/月）	86	105	115	126	138	151
精神障がい者の短期入所（福祉型）【新】	利用者数（人/月）	－	182	191	200	209	219
精神障がい者の短期入所（医療型）【新】	利用者数（人/月）	－	0	0	0	0	0

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

障害者相談支援センターにおいて障がいのある人などからの様々な相談を受け付け、障がい福祉サービスなどにつなぐほか、地域の関係機関等と連携して総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、引き続き、障害者相談支援センターが各区の自立支援協議会を活用する等して専門的な指導や助言を実施します。さらに、初任者向け研修や計画作成の研修等を充実させ、相談支援を行う人材の育成を図ります。加えて、利用者および地域の障がい福祉サービスなどの社会的基盤の整備の実情を的確に把握するため、自立支援協議会の部会を活用し、関係機関の連携強化を図ります。

なお、見込量の確保にあたり、相談支援事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所の事業者研修受講者数に関して独自指標を設けます。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保							
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	配置数（人）	9	8	7	7	7	7
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、市内全ての相談支援事業所に占める割合	割合（%）	－	69.6	74.8	74.8	74.8	74.8
	相談支援事業所数	－	115	115	115	115	115
	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所数	－	80	86	86	86	86
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	関与の有無		有	有	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保							
協議会の実施回数	実施回数（回/年）	－	493	493	493	493	493
協議会の専門部会の設置数	設置数	69	59	59	59	59	59
協議会の専門部会の実施回数	実施回数（回/年）	480	482	482	482	482	482
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について､協議会の議題とした数	実施回数（回/年）	－	48	48	48	48	48

★独自指標

相談支援事業所事業者研修受講者数に関して独自指標を設定し、相談支援体制の強化を図ります。

指標	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末）
相談支援事業所事業者研修受講者数	753 人 2023 年～2025 年度の合計	800 人 （2027 年～2029 年度の合計）

（10） 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための取り組み【新】

本項目は、国の基本指針（第８期）で、新たに見込量を設定された項目です。

各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のため、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得している事業所の割合の見込量を設定し、加算の取得推進に取り組みます。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
福祉･介護職員等処遇改善加算の取得【新】							
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新】	割合（%）	－	91.8	89.5	91.8	91.8	91.8
指定事業所数（指定権限を有するもの）【新】	事業所数	－	2,820	3,275	3,414	3,553	3,692
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所数【新】	事業所数	－	2,590	2,931	3,134	3,262	3,389

（11） 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉に携わる市職員に新任研修や虐待防止研修などへの参加を促すとともに、今後、県が実施する研修へ積極的に参加するなど、市職員のさらなる知識・能力の向上を図ります。また、事業所からの過誤の多い請求などについて、実地調査や集団指導などを通じて情報を共有します。さらに、事業所への指導監査結果について、県が実施する関係自治体との研修会において共有します。

また、国の基本指針（第８期）で、新たに見込量を設定された障害福祉サービス等情報公表制度の公表率及び更新率は、成果目標と同様に 100%を見込量として設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参	参加人数（人/年）	83	94	62	62	62	62
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	実施回数（回/年）	1	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有							
指導監査の適正な実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	共有回数（回/年）	1	1	1	1	1	1

★独自指標

災害時においても適切な医療の提供や障がい福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、災害時に安心して避難生活を送れるように福祉避難所や福祉避難スペースの充実などを図るとともに、特に配慮が必要な医療的ケア児者を含む『在宅で身体障害者手帳１・２級（肢体不自由）かつ療育手帳Ａの所持者』に対する災害時の個別避難計画の策定を独自指標とします。

指標	実績 （2025 年度）	目標 （2029 年度末）
重度の心身障がいのある人の災害時の個別避難計画の策定数 （在宅で身体障害者手帳（在宅で身体障害者手帳１・２級（肢体不自由）かつ療育手帳Ａの所持者、医療的ケアが必要な方）	202 件	600 件

(12) 総量規制と例外対応【新】

【総量規制】

総量規制は、障がい福祉サービスの適正な量と質を確保するため、一定の条件を満たす場合に、新たな事業所の指定などをしないことができる制度であり、障害者総合支援法および児童福祉法に規定されています。

その条件は、障がい福祉計画および障がい児福祉計画に、必要なサービスの量をあらかじめ定め（見込量）、サービスの提供量が見込量に既に達しているか、または新たに事業所を指定することなどによって超えることになると認めるとき、その他、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときとされています。

総量規制の対象となるサービスは、以下の通りです。

＜特定障がい福祉サービス＞

生活介護、共同生活援助、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型

＜特定障がい児通所支援＞

児童発達支援、放課後等デイサービス

本市においても、本計画の期間中に上記の条件を満たす状況となった際には、総量規制を実施する場合があります。総量規制を実施する際には、サービスごとの特性や行政区の区域特性・交通の便などの実情も踏まえて決定します。

【例外対応】

総量規制を実施する場合も、地域の実情を踏まえ、個別ニーズへの対応の必要性を計画に定めるなどにより、総量規制の例外とする運用が可能とされています。

本市においては、「神戸市における総量規制に関する検討会（2026 年実施）」や当事者団体等へのインタビューなどで把握をした個別ニーズに対応するため、以下の方を対象とする事業所は総量規制の例外とします。

なお、就労継続支援Ａ型および就労継続支援Ｂ型は、この例外を適用しません。

＜例外となる対象者＞

重度心身障がいのある方、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいの状態にある方

重度の知的障がいのある方、重度の精神障がいのある方

第３章　地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第８期の見込量を設定します。

理解促進研修・啓発事業は、引き続き実施するとともに、課題として挙げられているヘルプマークについて独自指標を設け、認知度の向上を図ります。

ニーズの多い手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、増加する見込量を設定するとともに、「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広める独自指標を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	19	19	18	18	18	18
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人/年）	152	178	178	191	204	217
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者･要約筆記者派遣事業	延べ利用者数（人/年）	4,750	4,495	4,724	4,656	4,656	4,656
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14
(7)日常生活用具給付等事業							
合計	給付件数	40,314	40,649	42,392	44,218	46,132	48,136
①介護・訓練支援用具	給付件数	183	162	167	173	179	185
②自立生活支援用具	給付件数	418	340	328	316	305	294
③在宅療養等支援用具	給付件数	379	341	322	304	287	271
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	646	601	586	571	557	543
⑤排泄管理支援用具	給付件数	38,641	39,162	40,947	42,813	44,764	46,804
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	47	43	42	41	40	39
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数（人/年）	255	338	294	294	294	294
(9)移動支援事業	実利用者数（人/年）	3,192	3,323	3,447	4,758	4,936	5,121
	延べ利用時間数(時間/年)	799,347	848,271	906,679	954,093	1,011,856	1,073,116

内容	単位	実績		見込(量)	第８期見込(量)		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
(10)地域活動支援センター							
神戸市内分	実施箇所数	16	17	17	17	17	17
	実利用者数（人/年）	722	684	688	692	696	700
他市町村分	実施箇所数	10	9	0	0	0	0
	実利用者数（人/年）	30	34	0	0	0	0
(11)発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	5	5	4	4	4	4
	実利用者数（人/年）	4,000	3,583	3,117	2,930	2,930	2,930
(12) 高次脳機能障害者支援事業	センター設置箇所数	－	－	－	1	1	1
	実利用者数（人/年）	－	－	－			
(13)障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数（人/年）	37	49	39	42	42	42
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数（人/年）	12	10	16	13	13	13
失語者向け意思疎通支援者養成研修事業	実養成講習修了者数（人/年）	15	15	2	11	11	11
(15)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人/年）	6	32	29	22	22	22
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数（件/年）	1,004	1,025	969	999	999	999
失語者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用者数（人/年）	3	3	0	2	2	2
(16)広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア.地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数（回/年）	1	1	1	1	1	1
イ.地域移行･地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	22	27	32	33	34	35
ウ.災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の有無	無	無	無	無	無	無
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数（回/年）	2	2	2	1	1	1
(17)その他実施する事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障がい者スポーツ教室開催事業、障がい者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行　等						

★独自指標

理解促進研修・啓発事業および 意思疎通支援事業に関する独自指標

該当事業	指標	実績（2025 年度）	目標（2029 年度末）
理解促進研修・啓発事業	ヘルプマークの配布数	40,810 個 2023 年～2025 年度の合計	60,000 個 2027 年～2029 年度の合計
意思疎通支援事業	手話啓発講座の受講者数	1239 人 2023 年～2025 年度の合計	750 人 2027 年～2029 年度の合計